

犬山市議会第15号議案

犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、公の施設に係る使用料の額を改定するため必要があるからである。

犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和57年条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

大ホール	平日	円	円	円	円	円	円
	土・日曜日及び国民の祝日	18,340	21,390	24,450	45,850	51,960	76,420
		18,340	21,390	27,640	45,850	51,960	76,420

」

を

「

大ホール	円	円	円	円	円	円
	20,550	23,970	27,400	51,370	58,220	85,620

」

に、

「

190	190	190	390	390	590
190	190	190	390	390	590
540	540	540	1,080	1,080	1,640
540	540	540	1,080	1,080	1,640
540	810	1,020	1,360	1,850	2,070
680	680	680	1,370	1,370	2,070
680	680	680	1,370	1,370	2,070

」

を

「

120	140	160	300	340	500
100	120	140	270	300	450
300	350	410	770	870	1,280
300	350	410	770	870	1,280
530	620	710	1,330	1,510	2,220
100	100	100	180	210	310
100	100	100	180	210	310

」

に、

「

練習室	1	680	1,020	1,370	1,710	2,400	2,760
	2	540	810	1,020	1,360	1,850	2,070
	3	680	1,020	1,370	1,710	2,400	2,760

」

を

「

練習室	580	680	770	1,460	1,650	2,430
音楽室	420	500	570	1,070	1,210	1,780
応接室	510	600	690	1,290	1,460	2,160

」

に改め、同表備考第1項中「1,130円」を「2,040円」に改め、同表備考第2項中「をいう」を「をいう。以下同じ」に改め、同表備考第3項中「場合」を「場合（入場料等を徴収して利用する場合を除く。）」に改める。

（犬山市武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 犬山市武道館の設置及び管理に関する条例（昭和58年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

円	円	円	円	円
870	1,460	2,330	2,130	4,460
1,220	1,830	3,050	2,620	4,650

」

を

「

円	円	円	円	円
1,040	1,750	2,790	1,890	4,680
1,460	2,190	3,650	2,520	5,580

」

に改め、同表備考第 3 項中「2 倍」を「2 倍（この項及び前項の場合に重複して該当する場合にあっては、6 倍）」に改める。

別表第 2 中

「

円	円
50	110
500	1,100

」

を

「

円	円
60	120
600	1,200

」

に改め、同表備考第 1 項中「別表第 1 の備考 2、3 及び 5」を「別表第 1 備考第 2 項、第 3 項及び第 5 項」に改める。

(犬山市弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 犬山市弓道場の設置及び管理に関する条例（昭和58年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

円	円	円	円	円
740	1,080	1,690	1,460	3,100

」

を

「

円	円	円	円	円
880	1,290	2,020	1,750	3,720

」

に改め、同表備考第3項中「2倍」を「2倍（この項及び前項の場合に重複して該当する場合にあっては、6倍）」に改める。

別表第2中

「

円	円
50	110
500	1,100

」

を

「

円	円
60	120
600	1,200

」

に改め、同表備考第1項中「別表第1の備考2、3及び5」を「別表第1備考第2項、第3項及び第5項」に改める。

(犬山市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 犬山市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和58年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

円	円	円	円	円
210	350	560	320	880
210	350	560	320	880
210	350	560	320	880
970	1,540	2,300	1,460	3,760
190	320	510	320	810
350	590	940	530	1,470
1,030	1,540	2,300	1,540	3,840
270	450	720	400	1,030
550	900	1,450	820	2,270
280	490	750	470	1,170
250	420	670	370	1,030
280	470	720	420	1,060

」

を

「

円	円	円	円	円
250	420	670	380	1,050
250	420	670	380	1,050
250	420	670	380	1,050
1,160	1,840	2,760	1,750	4,510
220	380	600	370	970
420	700	1,120	630	1,750
1,230	1,840	2,760	1,840	4,600

320	540	860	480	1,230
660	1,080	1,740	980	2,720
330	580	900	560	1,400
300	500	800	440	1,230
330	560	860	500	1,270

」

に改め、同表備考中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

別表第2中

「

講堂	円	円	円	円	円	円
	7,370	8,600	9,320	17,610	18,660	27,320

」

を

「

小ホール	円	円	円	円	円	円
	7,850	9,160	10,470	19,630	22,250	32,720

」

に、

「

1,120	1,310	1,440	2,560	2,820	4,150
710	830	910	1,630	1,780	2,640
610	710	810	1,530	1,740	2,550

」

を

「

1,190	1,390	1,590	2,980	3,380	4,980
750	880	1,010	1,890	2,150	3,160
650	760	870	1,630	1,850	2,720

」

に、

「

会議室 4	610	710	810	1,530	1,730	2,550
-------	-----	-----	-----	-------	-------	-------

」

を

「

控室	650	760	860	1,630	1,840	2,710
----	-----	-----	-----	-------	-------	-------

」

に、

「

880	1,030	1,120	2,060	2,220	3,270
1,460	1,700	1,940	3,660	4,000	5,410

」

を

「

940	1,090	1,250	2,350	2,660	3,920
1,750	2,040	2,330	4,380	4,970	7,300

」

に、

「

展示室 2	970	1,120	1,150	2,160	2,460	3,610
展示室 3	1,030	1,140	1,300	2,440	2,780	4,090
和室 1	730	850	910	1,630	1,830	2,700
和室 2	730	850	910	1,630	1,830	2,700

」

を

「

展示室 2	2,210	2,580	2,950	5,540	6,280	9,240
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

和室	1,550	1,810	2,070	3,890	4,410	6,490
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

」

に、

「

1,200	1,410	1,530	2,780	3,030	4,470
-------	-------	-------	-------	-------	-------

」

を

「

1,280	1,500	1,710	3,210	3,640	5,360
-------	-------	-------	-------	-------	-------

」

に改める。

(犬山市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 犬山市民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

円	円	円	円
410	210	100	320
4,100	2,100	1,000	3,200
840			630
8,400			6,300
630			510
6,300			5,100
1,040			840
10,400			8,400
5,320			4,250

」

を

「

円	円	円	円
450	230	110	360
4,500	2,300	1,100	3,600
920			730
9,200			7,300
690			550
6,900			5,500
1,140			910
11,400			9,100
5,820			4,650

」

に改め、同表備考第2項中「温水プール、エアロビクススタジオ及びアスレチックジム」を「フィットネス施設」に改め、同表備考第4項中「障害者が」を「障害者がフィットネス施設の」に、「一般の欄」を「この表一般の欄」に改め、同表備考に次の1項を加える。

5 市外の者がフィットネス施設の個人利用をする場合の使用料は、この表に定める使用料の1.1倍に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。

（犬山市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 犬山市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

円	円	円	円	円	円
6,230	10,190	9,180	16,610	18,690	25,960
1,110	1,670	1,490	2,980	3,350	4,650
2,540	3,820	3,390	6,790	7,640	10,610

1,090	1,640	1,460	2,930	3,290	4,580
1,130	1,700	1,510	3,030	3,400	4,730
1,870	3,140	2,810	4,620	5,480	6,870
1,850	2,770	2,460	4,930	5,550	7,710
1,850	2,770	2,460	4,930	5,550	7,710
1,020	1,530	1,360	2,730	3,070	4,270
1,130	1,700	1,510	3,030	3,400	4,730
1,000	1,510	1,340	2,680	3,020	4,200
860	1,470	1,320	2,190	2,540	3,430
320	490	430	870	980	1,370
160	250	250	430	490	680
200	300	260	530	600	840

」

を

「

円	円	円	円	円	円
7,470	12,220	11,010	19,930	22,420	31,150
1,330	2,000	1,780	3,570	4,020	5,580
3,040	4,580	4,060	8,140	9,160	12,730
1,300	1,960	1,750	3,510	3,940	5,490
1,350	2,040	1,810	3,630	4,080	5,670
2,240	3,460	3,070	5,540	6,570	8,240
2,220	3,320	2,950	5,910	6,660	9,250
2,220	3,320	2,950	5,910	6,660	9,250
1,220	1,830	1,630	3,270	3,680	5,120
1,350	2,040	1,810	3,630	4,080	5,670
1,200	1,810	1,600	3,210	3,620	5,040
1,030	1,730	1,530	2,620	3,040	4,110
380	580	510	1,040	1,170	1,640

190	300	300	510	580	810
240	360	310	630	720	1,000

」

に改め、同表備考中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍（この項及び前項の場合に重複して該当する場合には、6倍）に相当する額とする。

別表第2専用利用の項中「2,000」を「1,820」に改め、同表備考に次の1項を加える。

6 市外の者がエアロビクススタジオの専用利用をする場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。

別表第3中「19,700円」を「19,720円」に改める。  
（犬山市野外活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 犬山市野外活動センターの設置及び管理に関する条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表管理棟の項中「120」を「100」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。

（旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設の設置及び管理に関する条例（平成11年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円	円	円
---	---	---	---

440	750	1,100	150
390	650	1,040	130
440	750	1,100	160
910	1,540	2,230	320

」

を

「

円	円	円	円
530	880	1,320	170
460	770	1,230	150
520	900	1,320	190
1,090	1,840	2,670	380

」

に改め、同表備考中第2項を削り、第1項の項番号を削る。

(犬山市都市公園条例の一部改正)

第9条 犬山市都市公園条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第8中

「

円	円
840	630
8,400	6,300
630	510
6,300	5,100
940	750
9,400	7,500
4,800	3,830

」

を

「

円	円
880	700
8,800	7,000
690	550
6,900	5,500
990	790
9,900	7,900
5,050	4,040

」

に改め、同表備考中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 市外の者が多目的スタジオの個人利用をする場合及びトレーニングルームを利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.1倍に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。

（犬山市都市公園条例の一部改正）

第10条 犬山市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第3中「380円」を「450円」に改め、同表備考を同表備考第1項とし、同表備考に次のように加える。

- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、この表及び前項に定める使用料の2倍に相当する額とする。

別表第6中

「

円
2,220
1,110
1,110
560

」

を

「

円
2, 6 6 0
1, 3 3 0
1, 3 3 0
6 7 0

」

に改める。

別表第7中

「

円
利用区分ごとに 4, 7 1 0
利用区分ごとに 5, 5 1 0
利用区分ごとに 2, 3 6 0
利用区分ごとに 1, 5 7 0
利用区分ごとに 1, 1 8 0
利用区分ごとに 5 9 0
利用区分ごとに 1, 0 8 0
利用区分ごとに 5 4 0
利用区分ごとに 1, 5 6 0
利用区分ごとに 7 7 0
利用区分ごとに 4 5 0
利用区分ごとに 3 5 0
利用区分ごとに 1, 2 2 0
利用区分ごとに 8 0 0
利用区分ごとに 3 2 0

」

を

「

	円
利用区分ごとに	5, 200
利用区分ごとに	6, 090
利用区分ごとに	2, 600
利用区分ごとに	1, 740
利用区分ごとに	1, 300
利用区分ごとに	650
利用区分ごとに	1, 200
利用区分ごとに	600
利用区分ごとに	1, 240
利用区分ごとに	610
利用区分ごとに	360
利用区分ごとに	280
利用区分ごとに	970
利用区分ごとに	640
利用区分ごとに	250

」

に改める。

別表第8中

「

1, 080
470
620

」

を

「

860
-----

3 7 0
4 9 0

」

に改め、同表備考第 5 項中「2 倍」を「2 倍（この項及び前項の場合に重複して該当する場合にあっては、4 倍）」に改め、同項を同表備考第 6 項とし、同表備考第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 市外の者が多目的スタジオの貸切利用をする場合の使用料は、この表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。

別表第 9 中

「

円
1, 1 5 0
1, 5 0 0
6 1 0
1 4 0
1 0 0
1 0 0
5 7 0
2 8 0
1 7 0
1 2 0
4 5 0
3 0 0
1 2 0

」

を

「

円
1, 2 1 0

1, 580
580
170
100
100
400
200
120
100
320
220
100

」

に改める。

(楽田ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 楽田ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成12年条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

	円
利用時間区分ごとに	700
利用時間区分ごとに	540
利用時間区分ごとに	540
利用時間区分ごとに	680
利用時間区分ごとに	680
利用時間区分ごとに	680
利用時間区分ごとに	810
利用時間区分ごとに	330
利用時間区分ごとに	680

利用時間区分ごとに	1,540
-----------	-------

」

を

「

	円
利用時間区分ごとに	840
利用時間区分ごとに	640
利用時間区分ごとに	580
利用時間区分ごとに	680
利用時間区分ごとに	610
利用時間区分ごとに	540
利用時間区分ごとに	970
利用時間区分ごとに	390
利用時間区分ごとに	540
利用時間区分ごとに	1,840

」

に改める。

(犬山市民健康館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 犬山市民健康館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

円	円	円	円	円	円
2,880	4,800	4,320	7,450	8,840	10,360
1,110	1,850	1,660	2,960	3,510	4,140
400	680	600	990	1,170	1,420
820	1,370	1,240	1,980	2,360	2,760
1,100	1,840	1,660	2,940	3,500	4,600
1,280	2,140	1,930	3,420	4,070	5,180

600	1,020	920	1,530	1,820	2,390
1,060	1,780	1,600	2,840	3,380	4,140

」

を

「

円	円	円	円	円	円
2,450	4,080	3,670	6,530	7,750	10,200
940	1,570	1,410	2,510	2,980	3,920
320	540	480	790	930	1,210
650	1,090	990	1,580	1,880	2,290
940	1,570	1,410	2,510	2,980	3,920
1,090	1,820	1,640	2,910	3,460	4,550
480	810	730	1,290	1,540	2,020
900	1,510	1,360	2,410	2,870	3,770

」

に改める。

(余坂木戸口まちづくり拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 余坂木戸口まちづくり拠点施設の設置及び管理に関する条例(平成14年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円	円	円
230	380	610	100
230	380	610	100
440	750	1,100	160
440	750	1,100	160

」

を

「

円	円	円	円
270	450	720	100
270	450	720	100
520	900	1,320	190
520	900	1,320	190

」

に改める。

(犬山市さくら工房の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 犬山市さくら工房の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円	円	円	円	円
820	1,370	1,240	1,980	2,360	2,980
820	1,370	1,240	1,980	2,360	2,980
670	1,120	1,010	1,630	1,940	2,270

」

を

「

円	円	円	円	円	円
780	1,300	1,170	2,080	2,470	3,250
780	1,300	1,170	2,080	2,470	3,250
580	960	870	1,540	1,830	2,410

」

に改める。

(犬山市体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 犬山市体育センターの設置及び管理に関する条例（平成15年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円 3 8 0	
6 2 0	円 6 4 0
1 9 0	
3 1 0	3 2 0

」

を

「

円 4 4 0	
7 4 0	円 7 4 0
2 2 0	
3 7 0	3 7 0

」

に改め、同表備考に次のように加える。

3 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。

(犬山里山学センター及び環境保全ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 犬山里山学センター及び環境保全ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例(平成18年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

1 時間	3 0 0 円
------	---------

1 時間	5 1 0 円
------	---------

」

を

「

1 時間	3 2 0 円
1 時間	5 5 0 円

」

に改める。

(旧磯部家住宅復原施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 7 条 旧磯部家住宅復原施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 4 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円	円
1 9 0	3 3 0	4 8 0
1 9 0	3 3 0	4 8 0
1 9 0	3 3 0	4 8 0
1 9 0	3 3 0	4 8 0

」

を

「

円	円	円
1 5 0	2 6 0	3 8 0
2 1 0	3 5 0	5 6 0
2 1 0	3 5 0	5 6 0
1 5 0	2 6 0	3 8 0

」

に改める。

(内田多目的広場テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 内田多目的広場テニスコートの設置及び管理に関する条例(平成29年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「350円」を「420円」に改め、同条第5項中「180円」を「210円」に改め、同条に次の1項を加える。

6 市外の者が利用する場合の使用料は、第1項及び前項に定める使用料の2倍に相当する額とする。

(今井ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 今井ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成30年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

	円
利用時間区分ごとに	140
利用時間区分ごとに	280
利用時間区分ごとに	280

」

を

「

	円
利用時間区分ごとに	110
利用時間区分ごとに	290
利用時間区分ごとに	240

」

に改める。

(犬山西ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 犬山西ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成31年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

利用区分ごとに	480円
利用区分ごとに	320円
利用区分ごとに	260円

」

を

「

利用区分ごとに	570円
利用区分ごとに	380円
利用区分ごとに	310円

」

に改める。

(犬山市福祉活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 犬山市福祉活動センターの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	円
利用時間区分ごとに	680
利用時間区分ごとに	520
利用時間区分ごとに	240

」

を

「

	円
利用時間区分ごとに	540
利用時間区分ごとに	410
利用時間区分ごとに	190

」

に改める。

(犬山城前観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第22条 犬山城前観光案内所の設置及び管理に関する条例(令和元年条例第74号)の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「160円」に改め、同表備考第2項中「3倍(市外の者が利用する場合にあっては、5倍)」を「3倍」に改め、同表備考に次のように加える。

3 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍(前項の場合に重複して該当する場合にあっては、5倍)に相当する額とする。

(東ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第23条 東ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(令和2年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

利用区分ごとに	390円
利用区分ごとに	240円
利用区分ごとに	480円
利用区分ごとに	150円

」

を

「

利用区分ごとに	4 1 0 円
利用区分ごとに	2 5 0 円
利用区分ごとに	5 0 0 円
利用区分ごとに	1 6 0 円

」

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 6 条（別表第 3 の改正規定に限る。）の規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (2) 第 2 条（別表第 1 の改正規定に限る。）、第 1 0 条（別表第 3 の改正規定を除く。）から第 1 2 条まで及び第 1 4 条の規定 令和 8 年 8 月 1 日
- (3) 第 2 2 条の規定 令和 8 年 1 0 月 1 日
- (4) 第 1 条、第 4 条（別表第 2 の改正規定に限る。）及び第 6 条（別表第 3 の改正規定を除く。）の規定 令和 8 年 1 1 月 1 日  
(適用区分)

第 2 条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

- (1) 第 6 条の規定による改正後の犬山市民交流センターの設置及び管理に関する条例（第 5 号において「第 6 条による改正後の市民交流センター条例」という。）別表第 3 の規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (2) 第 3 条の規定による改正後の犬山市弓道場の設置及び管理に関

する条例（第3項において「改正後の弓道場条例」という。）別表第1の規定、第4条の規定による改正後の犬山市公民館の設置及び管理に関する条例（第5号において「改正後の公民館条例」という。）別表第1の規定、第7条の規定による改正後の犬山市野外活動センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第8条の規定による改正後の旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設の設置及び管理に関する条例別表の規定、第10条の規定による改正後の犬山市都市公園条例（次号において「第10条による改正後の都市公園条例」という。）別表第3の規定、第13条の規定による改正後の余坂木戸口まちづくり拠点施設の設置及び管理に関する条例別表の規定、第15条の規定による改正後の犬山市体育センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第16条の規定による改正後の犬山里山学センター及び環境保全ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第17条の規定による改正後の旧磯部家住宅復原施設の設置及び管理に関する条例別表の規定、第18条の規定による改正後の内田多目的広場テニスコートの設置及び管理に関する条例第5条第1項、第5項及び第6項の規定、第19条の規定による改正後の今井ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第20条の規定による改正後の犬山西ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第21条の規定による改正後の犬山市福祉活動センターの設置及び管理に関する条例別表の規定並びに第23条の規定による改正後の東ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定 令和8年7月1日

- (3) 第2条の規定による改正後の犬山市武道館の設置及び管理に関する条例（第3項において「改正後の武道館条例」という。）別表第1の規定、第10条による改正後の都市公園条例別表第6から別表第9までの規定、第11条の規定による改正後の楽田ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第12条の規定による改正後の犬山市民健康館の設置及び管理に関する条

例別表第 1 の規定及び第 1 4 条の規定による改正後の犬山市さくら工房の設置及び管理に関する条例別表の規定 令和 8 年 8 月 1 日

(4) 第 2 2 条の規定による改正後の犬山城前観光案内所の設置及び管理に関する条例別表の規定 令和 8 年 1 0 月 1 日

(5) 改正後の公民館条例別表第 2 の規定並びに第 6 条による改正後の市民交流センター条例別表第 1 及び別表第 2 の規定 令和 8 年 1 1 月 1 日

2 第 1 条の規定による改正後の犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、令和 8 年 1 1 月 1 日以後の利用（同年 4 月 1 日以後に利用の申請がされたものに限る。）に係る使用料について適用し、同年 1 1 月 1 日前の利用（同年 4 月 1 日前に利用の申請がされたものを含む。）に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の武道館条例別表第 2 の規定、改正後の弓道場条例別表第 2 の規定、第 5 条の規定による改正後の犬山市民交流センターの設置及び管理に関する条例別表第 2 の規定及び第 9 条の規定による改正後の犬山市都市公園条例別表第 8 の規定は、令和 8 年 7 月 1 日以後の利用（個人利用のうち、1 1 回券にあっては購入、登録利用にあっては登録。以下同じ。）に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

第 3 条 第 1 条の規定にかかわらず、同条に掲げる規定の施行の日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定による使用料の徴収その他の必要な準備行為を行うことができる。

○犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）							旧（改正前）							
別表（第9条関係） 犬山市民文化会館使用料							別表（第9条関係） 犬山市民文化会館使用料							
施設名称	利用時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	施設名称	利用時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後9時30分まで			午前9時から午後9時30分まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後4時30分まで	
大ホール		円 20,550	円 23,970	円 27,400	円 51,370	円 58,220	大ホール	平日	円 18,340	円 21,390	円 24,450	円 45,850	円 51,960	円 76,420
								土・日曜日及び国民の祝日	円 18,340	円 21,390	円 27,640	円 45,850	円 51,960	円 76,420
楽屋	1	120	140	160	300	340	楽屋	1	190	190	190	390	390	590
	2	100	120	140	270	300		2	190	190	190	390	390	590
	3	300	350	410	770	870		3	540	540	540	1,080	1,080	1,640
	4	300	350	410	770	870		4	540	540	540	1,080	1,080	1,640
リハーサル室		530	620	710	1,330	1,510	リハーサル室		540	810	1,020	1,360	1,850	2,070
浴室	1	100	100	100	180	210	浴室	1	680	680	680	1,370	1,370	2,070
	2	100	100	100	180	210		2	680	680	680	1,370	1,370	2,070
練習室		580	680	770	1,460	1,650	練習室	1	680	1,020	1,370	1,710	2,400	2,760
音楽室		420	500	570	1,070	1,210		2	540	810	1,020	1,360	1,850	2,070
応接室		510	600	690	1,290	1,460		3	680	1,020	1,370	1,710	2,400	2,760
備考							備考							
1 この表に定めるもののほか、犬山市教育委員会が別に指定する日において大ホールの舞台のみを利用する場合の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）当たり2,040円とする。							1 この表に定めるもののほか、犬山市教育委員会が別に指定する日において大ホールの舞台のみを利用する場合の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）当たり1,130円とする。							
2 入場料等（入場料、会費、整理券等入場者が支払う対価をいう。以下同じ。）を徴収して利用する場合であって、当該入場料等の最高額が3,000円を超えるときの使用料は、この表及び前項に定める使用料							2 入場料等（入場料、会費、整理券等入場者が支払う対価をいう。）を徴収して利用する場合であって、当該入場料等の最高額が3,000円を超えるときの使用料は、この表及び前項に定める使用料の3倍に相当							

新（改正後）	旧（改正前）
<p>の3倍に相当する額とする。</p> <p>3 営利、営業、商業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合（入場料等を徴収して利用する場合を除く。）の使用料は、この表及び第1項に定める使用料の2倍に相当する額とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>する額とする。</p> <p>3 営利、営業、商業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の使用料は、この表及び第1項に定める使用料の2倍に相当する額とする。</p> <p>4～6 略</p>

## ○犬山市武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）						旧（改正前）					
別表第1（第7条関係） 武道館使用料（団体利用）						別表第1（第7条関係） 武道館使用料（団体利用）					
利用時間区分	午前	午後	午前・午後	夜間	全日	利用時間区分	午前	午後	午前・午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
施設名称						施設名称					
柔道場	円 1,040	円 1,750	円 2,790	円 1,890	円 4,680	柔道場	円 870	円 1,460	円 2,330	円 2,130	円 4,460
剣道場	1,460	2,190	3,650	2,520	5,580	剣道場	1,220	1,830	3,050	2,620	4,650
備考						備考					
1及び2 略						1及び2 略					
3 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍（この項及び前項の場合に重複して該当する場合にあっては、6倍）に相当する額とする。						3 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。					
4～6 略						4～6 略					
別表第2（第7条関係） 武道館使用料（個人利用）						別表第2（第7条関係） 武道館使用料（個人利用）					
利用者区分		児童・生徒	その他の者			利用者区分		児童・生徒	その他の者		
利用区分						利用区分					
柔道場	1回券	円 60	円 120			柔道場	1回券	円 50	円 110		
剣道場	11回券	600	1,200			剣道場	11回券	500	1,100		

新（改正後）	旧（改正前）
備考 1 別表第1備考第2項、第3項及び第5項の規定は、この表において準用する。 2及び3 略	備考 1 別表第1の備考2、3及び5の規定は、この表において準用する。 2及び3 略

○犬山市弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第3条関係）

新（改正後）	旧（改正前）																																																
別表第1（第7条関係） 弓道場使用料（団体利用） <table border="1" data-bbox="152 528 1099 844"> <thead> <tr> <th>利用時間区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>午前・午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>正午から午後5時まで</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>午後5時から午後9時30分まで</td> <td>午前9時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>施設名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>円 880</td> <td>円 1,290</td> <td>円 2,020</td> <td>円 1,750</td> <td>円 3,720</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1及び2 略 3 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍（この項及び前項の場合に重複して該当する場合にあっては、6倍）に相当する額とする。 4～6 略	利用時間区分	午前	午後	午前・午後	夜間	全日		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	施設名称						弓道場	円 880	円 1,290	円 2,020	円 1,750	円 3,720	別表第1（第7条関係） 弓道場使用料（団体利用） <table border="1" data-bbox="1137 528 2078 844"> <thead> <tr> <th>利用時間区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>午前・午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>正午から午後5時まで</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>午後5時から午後9時30分まで</td> <td>午前9時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>施設名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>円 740</td> <td>円 1,080</td> <td>円 1,690</td> <td>円 1,460</td> <td>円 3,100</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1及び2 略 3 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。 4～6 略	利用時間区分	午前	午後	午前・午後	夜間	全日		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	施設名称						弓道場	円 740	円 1,080	円 1,690	円 1,460	円 3,100
利用時間区分	午前	午後	午前・午後	夜間	全日																																												
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで																																												
施設名称																																																	
弓道場	円 880	円 1,290	円 2,020	円 1,750	円 3,720																																												
利用時間区分	午前	午後	午前・午後	夜間	全日																																												
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで																																												
施設名称																																																	
弓道場	円 740	円 1,080	円 1,690	円 1,460	円 3,100																																												
別表第2（第7条関係） 弓道場使用料（個人利用） <table border="1" data-bbox="152 1157 920 1358"> <thead> <tr> <th>利用者区分</th> <th>児童・生徒</th> <th>その他の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回券</td> <td>円 60</td> <td>円 120</td> </tr> <tr> <td>11回券</td> <td>円 600</td> <td>円 1,200</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 別表第1備考第2項、第3項及び第5項の規定は、この表において準	利用者区分	児童・生徒	その他の者	1回券	円 60	円 120	11回券	円 600	円 1,200	別表第2（第7条関係） 弓道場使用料（個人利用） <table border="1" data-bbox="1137 1157 1899 1358"> <thead> <tr> <th>利用者区分</th> <th>児童・生徒</th> <th>その他の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回券</td> <td>円 50</td> <td>円 110</td> </tr> <tr> <td>11回券</td> <td>円 500</td> <td>円 1,100</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 別表第1の備考2、3及び5の規定は、この表において準用する。	利用者区分	児童・生徒	その他の者	1回券	円 50	円 110	11回券	円 500	円 1,100																														
利用者区分	児童・生徒	その他の者																																															
1回券	円 60	円 120																																															
11回券	円 600	円 1,200																																															
利用者区分	児童・生徒	その他の者																																															
1回券	円 50	円 110																																															
11回券	円 500	円 1,100																																															

新（改正後）	旧（改正前）
用する。 2及び3 略	2及び3 略

## ○犬山市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第4条関係）

新（改正後）							旧（改正前）						
別表第1（第10条関係） 公民館使用料							別表第1（第10条関係） 公民館使用料						
利用時間区分		午前	午後	午前・午後	夜間	全日	利用時間区分		午前	午後	午前・午後	夜間	全日
施設名称		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	施設名称		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
塔野地公民館	和室1	円 250	円 420	円 670	円 380	円 1,050	塔野地公民館	和室1	円 210	円 350	円 560	円 320	円 880
	和室2	250	420	670	380	1,050		和室2	210	350	560	320	880
	和室3	250	420	670	380	1,050		和室3	210	350	560	320	880
	集会室	1,160	1,840	2,760	1,750	4,510		集会室	970	1,540	2,300	1,460	3,760
	研修室	220	380	600	370	970		研修室	190	320	510	320	810
	料理実習室	420	700	1,120	630	1,750		料理実習室	350	590	940	530	1,470
善師野公民館	集会室	1,230	1,840	2,760	1,840	4,600	善師野公民館	集会室	1,030	1,540	2,300	1,540	3,840
	研修室	320	540	860	480	1,230		研修室	270	450	720	400	1,030
	料理実習室	660	1,080	1,740	980	2,720		料理実習室	550	900	1,450	820	2,270
	和室1	330	580	900	560	1,400		和室1	280	490	750	470	1,170
	和室2	300	500	800	440	1,230		和室2	250	420	670	370	1,030
和室3	330	560	860	500	1,270	和室3	280	470	720	420	1,060		
備考 1 略							備考 1 略						
2～4 略							2 市外の者（前項に該当する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。						
別表第2（第10条関係）							3～5 略						
別表第2（第10条関係）							別表第2（第10条関係）						

新（改正後）							旧（改正前）						
南部公民館使用料							南部公民館使用料						
利用時間 区分	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	利用時間 区分	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 4時30 分まで	午後5時 30分か ら午後9 時30分 まで	午前9時 から午後 4時30 分まで	午後1時 から午後 9時30 分まで	午前9時 から午後 9時30 分まで		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 4時30 分まで	午後5時 30分か ら午後9 時30分 まで	午前9時 から午後 4時30 分まで	午後1時 から午後 9時30 分まで	午前9時 から午後 9時30 分まで
施設名称	円	円	円	円	円	円	施設名称	円	円	円	円	円	円
小ホール	7,850	9,160	10,470	19,630	22,250	32,720	講堂	7,370	8,600	9,320	17,610	18,660	27,320
会議室1	1,190	1,390	1,590	2,980	3,380	4,980	会議室1	1,120	1,310	1,440	2,560	2,820	4,150
会議室2	750	880	1,010	1,890	2,150	3,160	会議室2	710	830	910	1,630	1,780	2,640
会議室3	650	760	870	1,630	1,850	2,720	会議室3	610	710	810	1,530	1,740	2,550
控室	650	760	860	1,630	1,840	2,710	会議室4	610	710	810	1,530	1,730	2,550
講義室	940	1,090	1,250	2,350	2,660	3,920	講義室	880	1,030	1,120	2,060	2,220	3,270
展示室1	1,750	2,040	2,330	4,380	4,970	7,300	展示室1	1,460	1,700	1,940	3,660	4,000	5,410
展示室2	2,210	2,580	2,950	5,540	6,280	9,240	展示室2	970	1,120	1,150	2,160	2,460	3,610
							展示室3	1,030	1,140	1,300	2,440	2,780	4,090
和室	1,550	1,810	2,070	3,890	4,410	6,490	和室1	730	850	910	1,630	1,830	2,700
							和室2	730	850	910	1,630	1,830	2,700
料理実習 室	1,280	1,500	1,710	3,210	3,640	5,360	料理実習 室	1,200	1,410	1,530	2,780	3,030	4,470
備考	略						備考	略					

○犬山市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第5条関係）

新（改正後）							旧（改正前）						
別表第2（第12条関係） 犬山市民交流センターフィットネス施設使用料							別表第2（第12条関係） 犬山市民交流センターフィットネス施設使用料						
利用区分		単位	使用料				利用区分		単位	使用料			
			一般	小中学生	幼児	シルバー				一般	小中学生	幼児	シルバー
個人 利用	温水プール	1回券	円 450	円 230	円 110	円 360	個人 利用	温水プール	1回券	円 410	円 210	円 100	円 320

新（改正後）							旧（改正前）						
		11回券	4,500	2,300	1,100	3,600			11回券	4,100	2,100	1,000	3,200
	エアロビクススタジオ	1回券	920			730		エアロビクススタジオ	1回券	840			630
		11回券	9,200			7,300			11回券	8,400			6,300
	アスレチックジム	1回券	690			550		アスレチックジム	1回券	630			510
		11回券	6,900			5,500			11回券	6,300			5,100
	共通	一般利用	1回券	1,140		910		共通	一般利用	1回券	1,040		840
			11回券	11,400		9,100					11回券	10,400	
		登録利用	1月	5,820		4,650				登録利用	1月	5,320	
略	略	略	略				略	略	略	略			
備考							備考						
1 略							1 略						
2 この表において「共通」とは、 <u>フィットネス施設</u> を横断的に利用できる利用区分をいう。							2 この表において「共通」とは、 <u>温水プール、エアロビクススタジオ及びアスレチックジム</u> を横断的に利用できる利用区分をいう。						
3 略							3 略						
4 市内に在住する障害者が <u>フィットネス施設</u> の個人利用をする場合の使用料は、 <u>この表一般の欄</u> に定める使用料の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。							4 市内に在住する障害者が個人利用をする場合の使用料は、 <u>一般の欄</u> に定める使用料の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。						
5 <u>市外の者がフィットネス施設</u> の個人利用をする場合の使用料は、 <u>この表に定める使用料の1.1倍</u> に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。													

## ○犬山市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第6条関係）

新（改正後）							旧（改正前）						
別表第1（第12条関係） 犬山市民交流センター施設等（フィットネス施設を除く。）使用料							別表第1（第12条関係） 犬山市民交流センター施設等（フィットネス施設を除く。）使用料						
利用時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	利用時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後0時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分	午前9時から午後5時まで	午後0時から午後9時30分	午前9時から午後9時30分まで		午前9時から正午まで	午後0時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分	午前9時から午後5時まで	午後0時から午後9時30分	午前9時から午後9時30分まで

新（改正後）							旧（改正前）						
名称			まで		まで		名称			まで		まで	
フロイデホール	円	円	円	円	円	円	フロイデホール	円	円	円	円	円	円
	7,470	12,220	11,010	19,930	22,420	31,150		6,230	10,190	9,180	16,610	18,690	25,960
401会議室	1,330	2,000	1,780	3,570	4,020	5,580	401会議室	1,110	1,670	1,490	2,980	3,350	4,650
301会議室	3,040	4,580	4,060	8,140	9,160	12,730	301会議室	2,540	3,820	3,390	6,790	7,640	10,610
302会議室	1,300	1,960	1,750	3,510	3,940	5,490	302会議室	1,090	1,640	1,460	2,930	3,290	4,580
303会議室	1,350	2,040	1,810	3,630	4,080	5,670	303会議室	1,130	1,700	1,510	3,030	3,400	4,730
多目的室	2,240	3,460	3,070	5,540	6,570	8,240	多目的室	1,870	3,140	2,810	4,620	5,480	6,870
201会議室	2,220	3,320	2,950	5,910	6,660	9,250	201会議室	1,850	2,770	2,460	4,930	5,550	7,710
202会議室	2,220	3,320	2,950	5,910	6,660	9,250	202会議室	1,850	2,770	2,460	4,930	5,550	7,710
203会議室	1,220	1,830	1,630	3,270	3,680	5,120	203会議室	1,020	1,530	1,360	2,730	3,070	4,270
204会議室	1,350	2,040	1,810	3,630	4,080	5,670	204会議室	1,130	1,700	1,510	3,030	3,400	4,730
205会議室	1,200	1,810	1,600	3,210	3,620	5,040	205会議室	1,000	1,510	1,340	2,680	3,020	4,200
和室	1,030	1,730	1,530	2,620	3,040	4,110	和室	860	1,470	1,320	2,190	2,540	3,430
茶室	380	580	510	1,040	1,170	1,640	茶室	320	490	430	870	980	1,370
4階控室	190	300	300	510	580	810	4階控室	160	250	250	430	490	680
2階控室	240	360	310	630	720	1,000	2階控室	200	300	260	530	600	840
備考							備考 略						
1及び2 略							1及び2 略						
3 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍 (この項及び前項の場合に重複して該当する場合にあっては、6倍)に 相当する額とする。							3及び4 略						
4及び5 略							別表第2（第12条関係）						
別表第2（第12条関係）							別表第2（第12条関係）						
犬山市民交流センターフィットネス施設使用料							犬山市民交流センターフィットネス施設使用料						
利用区分		単位	使用料				利用区分		単位	使用料			
			一般	小中学生	幼児	シルバー				一般	小中学生	幼児	シルバー
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
専用 利用	エアロビク スタジオ	1時間	1,820				専用 利用	エアロビク スタジオ	1時間	2,000			

新（改正後）			旧（改正前）		
備考 1～5 略 6 市外の者がエアロビクススタジオの専用利用をする場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。			備考 1～5 略		
別表第3（第12条関係） 犬山市民交流センター協働プラザ使用料			別表第3（第12条関係） 犬山市民交流センター協働プラザ使用料		
区分	単位及び期間	使用料	区分	単位及び期間	使用料
貸しオフィス	1区画につき1月	19,720円	貸しオフィス	1区画につき1月	19,700円

## ○犬山市野外活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第7条関係）

新（改正後）				旧（改正前）			
別表（第7条関係） 野外活動センター使用料				別表（第7条関係） 野外活動センター使用料			
利用区分		単位	使用料	利用区分		単位	使用料
管理棟	研修室	1時間	円 100	管理棟	研修室	1時間	円 120
	略		略		略		略
） 略 （	） 略 （	） 略 （	） 略 （	） 略 （	） 略 （	） 略 （	） 略 （
備考 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。							

## ○旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第8条関係）

新（改正後）					旧（改正前）				
別表（第5条関係） 使用料					別表（第5条関係） 使用料				
利用時間区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	左記区分以外の利用1時間ごとに	利用時間区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	左記区分以外の利用1時間ごとに
施設名称	円 530	円 880	円 1,320	円 170	施設名称	円 440	円 750	円 1,100	円 150
展示室					展示室				

新（改正後）					旧（改正前）				
和室 1	<u>460</u>	<u>770</u>	<u>1,230</u>	<u>150</u>	和室 1	<u>390</u>	<u>650</u>	<u>1,040</u>	<u>130</u>
和室 2	<u>520</u>	<u>900</u>	<u>1,320</u>	<u>190</u>	和室 2	<u>440</u>	<u>750</u>	<u>1,100</u>	<u>160</u>
和室 3	<u>1,090</u>	<u>1,840</u>	<u>2,670</u>	<u>380</u>	和室 3	<u>910</u>	<u>1,540</u>	<u>2,230</u>	<u>320</u>
備考 略					備考 1 略 2 市外の者（前項に該当する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。				

○犬山市都市公園条例の一部改正のための新旧対照表（第9条関係）

新（改正後）					旧（改正前）						
別表第8（第12条関係） 犬山市体育館使用料（多目的スタジオ及びトレーニングルーム）					別表第8（第12条関係） 犬山市体育館使用料（多目的スタジオ及びトレーニングルーム）						
利用区分		単位	使用料		利用区分		単位	使用料			
			一般	シルバー				一般	シルバー		
個人 利用	多目的スタジオ	1回券	円 <u>880</u>	円 <u>700</u>	個人 利用	多目的スタジオ	1回券	円 <u>840</u>	円 <u>630</u>		
		11回券	<u>8,800</u>	<u>7,000</u>			11回券	<u>8,400</u>	<u>6,300</u>		
	トレーニングルーム	1回券	<u>690</u>	<u>550</u>	個人 利用	トレーニングルーム	1回券	<u>630</u>	<u>510</u>		
		11回券	<u>6,900</u>	<u>5,500</u>			11回券	<u>6,300</u>	<u>5,100</u>		
	多目的スタジオ及び トレーニングルーム 共通	一般利用	1回券	<u>990</u>	<u>790</u>	個人 利用	多目的スタジオ及び トレーニングルーム 共通	一般利用	1回券	<u>940</u>	<u>750</u>
			11回券	<u>9,900</u>	<u>7,900</u>				11回券	<u>9,400</u>	<u>7,500</u>
		登録利用	1月	<u>5,050</u>	<u>4,040</u>		登録利用	1月	<u>4,800</u>	<u>3,830</u>	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
備考 1～3 略 4 市外の者が多目的スタジオの個人利用をする場合及びトレーニングルームを利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.1倍に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。 5 略					備考 1～3 略 4 略						

## 犬山市都市公園条例の一部改正のための新旧対照表（第10条関係）

新（改正後）							旧（改正前）						
別表第3（第12条関係） 山の田公園テニスコート使用料							別表第3（第12条関係） 山の田公園テニスコート使用料						
利用区分	午前8時 30分 から午前1 0時30 分まで	午前10 時30分 から午後 0時30 分まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで	利用区分	午前8時 30分 から午前1 0時30 分まで	午前10 時30分 から午後 0時30 分まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで
施設区分	1面						1面						
	利用区分ごとに <u>450円</u>						利用区分ごとに <u>380円</u>						
備考 1 略 2 市外の者が利用する場合の使用料は、この表及び前項に定める使用料の2倍に相当する額とする。							備考 略						
別表第6（第12条関係） 多目的スポーツ広場夜間照明施設使用料							別表第6（第12条関係） 多目的スポーツ広場夜間照明施設使用料						
利用区分		単位		使用料			利用区分		単位		使用料		
200ルクス	全面	1時間	円			2,660	200ルクス	全面	1時間	円			
	半面		1,330					半面		1,110			
100ルクス	全面	1,330			670	100ルクス	全面	1,110					
	半面	670					半面	560					
備考 略							備考 略						
別表第7（第12条関係） 犬山市体育館使用料（多目的スタジオ及びトレーニングルームを除く。）							別表第7（第12条関係） 犬山市体育館使用料（多目的スタジオ及びトレーニングルームを除く。）						
利用区分	午前9 時から 午前1 1時まで	午前1 時から 午後 1時まで	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時から 午後5 時まで	午後5 時から 午後7 時まで	午後7 時から 午後9 時まで	利用区分	午前9 時から 午前1 1時まで	午前1 時から 午後 1時まで	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時から 午後5 時まで	午後5 時から 午後7 時まで	午後7 時から 午後9 時まで
施設区分	メインアリーナ						メインアリーナ						
	全面						全面						
	利用区分ごとに <u>5,200円</u>						利用区分ごとに <u>4,710円</u>						
	全面（観客席）						全面（観客席）						
	利用区分ごとに <u>6,090円</u>						利用区分ごとに <u>5,510円</u>						

新（改正後）		
	を含む。)	
	半面	利用区分ごとに <u>2,600</u>
	3分の1面	利用区分ごとに <u>1,740</u>
	4分の1面	利用区分ごとに <u>1,300</u>
	バドミントンコート1面	利用区分ごとに <u>650</u>
サブアリーナ	全面	利用区分ごとに <u>1,200</u>
	半面	利用区分ごとに <u>600</u>
多目的室	全面	利用区分ごとに <u>1,240</u>
	A面	利用区分ごとに <u>610</u>
	B面	利用区分ごとに <u>360</u>
	C面	利用区分ごとに <u>280</u>
	A・B面	利用区分ごとに <u>970</u>
	B・C面	利用区分ごとに <u>640</u>
	親子ふれあいルーム	全面

備考 略

別表第8（第12条関係）

犬山市体育館使用料（多目的スタジオ及びトレーニングルーム）

	利用区分		単位	使用料	
				一般	シルバー
略	略	略	略	略	略
貸切利用	多目的スタジオ	全面	1時間	<u>860</u>	
		A面		<u>370</u>	
		B面		<u>490</u>	

備考

1～4 略

5 市外の者が多目的スタジオの貸切利用をする場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。

旧（改正前）		
	を含む。)	
	半面	利用区分ごとに <u>2,360</u>
	3分の1面	利用区分ごとに <u>1,570</u>
	4分の1面	利用区分ごとに <u>1,180</u>
	バドミントンコート1面	利用区分ごとに <u>590</u>
サブアリーナ	全面	利用区分ごとに <u>1,080</u>
	半面	利用区分ごとに <u>540</u>
多目的室	全面	利用区分ごとに <u>1,560</u>
	A面	利用区分ごとに <u>770</u>
	B面	利用区分ごとに <u>450</u>
	C面	利用区分ごとに <u>350</u>
	A・B面	利用区分ごとに <u>1,220</u>
	B・C面	利用区分ごとに <u>800</u>
	親子ふれあいルーム	全面

備考 略

別表第8（第12条関係）

犬山市体育館使用料（多目的スタジオ及びトレーニングルーム）

	利用区分		単位	使用料	
				一般	シルバー
略	略	略	略	略	略
貸切利用	多目的スタジオ	全面	1時間	<u>1,080</u>	
		A面		<u>470</u>	
		B面		<u>620</u>	

備考

1～4 略

新（改正後）			旧（改正前）		
<p>6 利用者が参加者又は観覧者から入場料金その他これに類する料金を徴収する事業のため多目的スタジオを貸切利用する場合において、市長が必要と認めるときの使用料は、この表に定める使用料の<u>2倍</u>（この項及び前項の場合に重複して該当する場合にあっては、<u>4倍</u>）に相当する額とする。</p>			<p>5 利用者が参加者又は観覧者から入場料金その他これに類する料金を徴収する事業のため多目的スタジオを貸切利用する場合において、市長が必要と認めるときの使用料は、この表に定める使用料の<u>2倍</u>に相当する額とする。</p>		
<p>別表第9（第12条関係） 犬山市体育館空調設備使用料</p>			<p>別表第9（第12条関係） 犬山市体育館空調設備使用料</p>		
施設区分		単位	使用料		
メインアリーナ		30分ごとに	円		
			<u>1,210</u>		
メインアリーナ（観客席を含む。）			<u>1,580</u>		
サブアリーナ			<u>580</u>		
多目的スタジオ（貸切利用）	全面		<u>170</u>		
	A面		<u>100</u>		
	B面		<u>100</u>		
多目的室	全面		<u>400</u>		
	A面		<u>200</u>		
	B面		<u>120</u>		
	C面		<u>100</u>		
	A・B面		<u>320</u>		
	B・C面		<u>220</u>		
親子ふれあいルーム		<u>100</u>			
備考 略			備考 略		

○楽田ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第11条関係）

新（改正後）						旧（改正前）							
別表（第9条関係） 使用料						別表（第9条関係） 使用料							
施設名称	利用時間区分	午前9時から 正午まで	正午から午後 3時まで	午後3時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	左記区 分以外 の利用 3時間	施設名称	利用時間区分	午前9時から 正午まで	正午から午後 3時まで	午後3時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	左記区 分以外 の利用 3時間

新（改正後）			旧（改正前）		
情報工房		円 利用時間区分ごとに 840	情報工房		円 利用時間区分ごとに 700
昼の間		利用時間区分ごとに 640	昼の間		利用時間区分ごとに 540
囲炉裏の間		利用時間区分ごとに 580	囲炉裏の間		利用時間区分ごとに 540
料理室		利用時間区分ごとに 680	料理室		利用時間区分ごとに 680
工作コーナー		利用時間区分ごとに 610	工作コーナー		利用時間区分ごとに 680
陶芸・美術コーナー		利用時間区分ごとに 540	陶芸・美術コーナー		利用時間区分ごとに 680
講義室		利用時間区分ごとに 970	講義室		利用時間区分ごとに 810
会議室		利用時間区分ごとに 390	会議室		利用時間区分ごとに 330
音楽スタジオ		利用時間区分ごとに 540	音楽スタジオ		利用時間区分ごとに 680
多目的ホール		利用時間区分ごとに 1,840	多目的ホール		利用時間区分ごとに 1,540
備考	略		備考	略	

○犬山市民健康館の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第12条関係）

新（改正後）							旧（改正前）							
別表第1（第11条関係） 交流ホール等使用料							別表第1（第11条関係） 交流ホール等使用料							
施設名称	利用時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	施設名称	利用時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時30分まで				午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	
交流ホール		円 2,450	円 4,080	円 3,670	円 6,530	円 7,750	交流ホール		円 2,880	円 4,800	円 4,320	円 7,450	円 8,840	円 10,360
101健康増進室		940	1,570	1,410	2,510	2,980	101健康増進室		1,110	1,850	1,660	2,960	3,510	4,140
104会議室		320	540	480	790	930	104会議室		400	680	600	990	1,170	1,420
105創作活動室		650	1,090	990	1,580	1,880	105創作活動室		820	1,370	1,240	1,980	2,360	2,760
108調理実習室		940	1,570	1,410	2,510	2,980	108調理実習室		1,100	1,840	1,660	2,940	3,500	4,600
201研修室		1,090	1,820	1,640	2,910	3,460	201研修室		1,280	2,140	1,930	3,420	4,070	5,180
202会議室		480	810	730	1,290	1,540	202会議室		600	1,020	920	1,530	1,820	2,390

新（改正後）							旧（改正前）						
204会議室	900	1,510	1,360	2,410	2,870	3,770	204会議室	1,060	1,780	1,600	2,840	3,380	4,140
備考	略						備考	略					

## ○余坂木戸口まちづくり拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第13条関係）

新（改正後）					旧（改正前）				
別表（第5条関係） 使用料					別表（第5条関係） 使用料				
利用時間区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	左記区分以外の利用1時間につき	利用時間区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	左記区分以外の利用1時間につき
施設名称					施設名称				
和室1	円 270	円 450	円 720	円 100	和室1	円 230	円 380	円 610	円 100
和室2	円 270	円 450	円 720	円 100	和室2	円 230	円 380	円 610	円 100
多目的室	円 520	円 900	円 1,320	円 190	多目的室	円 440	円 750	円 1,100	円 160
イベント広場	円 520	円 900	円 1,320	円 190	イベント広場	円 440	円 750	円 1,100	円 160
備考	略				備考	略			

## ○犬山市さくら工房の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第14条関係）

新（改正後）							旧（改正前）						
別表（第12条関係） 使用料							別表（第12条関係） 使用料						
利用時間区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	利用時間区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
施設名称							施設名称						
陶芸工房	円 780	円 1,300	円 1,170	円 2,080	円 2,470	円 3,250	陶芸工房	円 820	円 1,370	円 1,240	円 1,980	円 2,360	円 2,980
多目的工房	円 780	円 1,300	円 1,170	円 2,080	円 2,470	円 3,250	多目的工房	円 820	円 1,370	円 1,240	円 1,980	円 2,360	円 2,980
和室工房	円 580	円 960	円 870	円 1,540	円 1,830	円 2,410	和室工房	円 670	円 1,120	円 1,010	円 1,630	円 1,940	円 2,270
備考	略						備考	略					

○犬山市体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第15条関係）

新（改正後）					旧（改正前）						
別表（第8条関係） 犬山市体育センター使用料					別表（第8条関係） 犬山市体育センター使用料						
施設区分			単位	使用料		施設区分			単位	使用料	
				午前9時から 午後5時まで	午後5時から午後 9時30分まで					午前9時から 午後5時まで	午後5時から午後 9時30分まで
競技場	全面	照明利用なし	1時間	円 440	/	全面	照明利用なし	1時間	円 380	/	円 640
		照明利用あり		円 740					円 620		
	半面	照明利用なし		円 220	/	半面	照明利用なし		円 190		
		照明利用あり		円 370			円 320				
略			略	略	略			略	略	略	
備考 1及び2 略 3 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。					備考 1及び2 略						

○犬山里山学センター及び環境保全ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第16条関係）

新（改正後）			旧（改正前）		
別表（第11条、第19条関係） 使用料			別表（第11条、第19条関係） 使用料		
施設名称	利用時間区分	午前9時から午後5時 まで	施設名称	利用時間区分	午前9時から午後5時 まで
犬山里山学センター	学習室	1時間 320円	犬山里山学センター	学習室	1時間 300円
	展示ワークスペース	1時間 550円		展示ワークスペース	1時間 510円
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

## ○旧磯部家住宅復原施設の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第17条関係）

新（改正後）					旧（改正前）				
別表（第11条関係） 旧磯部家住宅復原施設使用料					別表（第11条関係） 旧磯部家住宅復原施設使用料				
使用時間 区分 施設名称	午前	午後	午前・午後	その他	使用時間 区分 施設名称	午前	午後	午前・午後	その他
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	左記区分以外の使用1時間につき		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	左記区分以外の使用1時間につき
	円	円	円	円		円	円	円	円
奥土蔵	150	260	380	100	奥土蔵	190	330	480	100
展示蔵1	210	350	560	100	展示蔵1	190	330	480	100
展示蔵2	210	350	560	100	展示蔵2	190	330	480	100
和室	150	260	380	100	和室	190	330	480	100
備考	略				備考	略			

## ○内田多目的広場テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第18条関係）

新（改正後）		旧（改正前）	
（使用料） 第5条 テニスコートの使用料は、1面当たり次に掲げる利用区分ごとに <u>420円</u> とする。 (1)～(5) 略 2～4 略 5 延長して利用する際の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）ごとに <u>210円</u> とする。 6 市外の者が利用する場合の使用料は、第1項及び前項に定める使用料の2倍に相当する額とする。		（使用料） 第5条 テニスコートの使用料は、1面当たり次に掲げる利用区分ごとに <u>350円</u> とする。 (1)～(5) 略 2～4 略 5 延長して利用する際の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）ごとに <u>180円</u> とする。	

## ○今井ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第19条関係）

新（改正後）					旧（改正前）				
別表（第6条関係） 使用料					別表（第6条関係） 使用料				
利用時間区分 施設名称	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	利用時間区分 施設名称	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで

新（改正後）		旧（改正前）	
談話室	利用時間区分ごとに <u>110</u> 円	談話室	利用時間区分ごとに <u>140</u> 円
多目的室1	利用時間区分ごとに <u>290</u>	多目的室1	利用時間区分ごとに <u>280</u>
多目的室2	利用時間区分ごとに <u>240</u>	多目的室2	利用時間区分ごとに <u>280</u>
備考 略		備考 略	

○犬山西ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第20条関係）

新（改正後）					旧（改正前）				
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）				
利用区分	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	利用区分	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
施設名					施設名				
多目的室1	利用区分ごとに <u>570</u> 円				多目的室1	利用区分ごとに <u>480</u> 円			
多目的室2	利用区分ごとに <u>380</u> 円				多目的室2	利用区分ごとに <u>320</u> 円			
多目的室3	利用区分ごとに <u>310</u> 円				多目的室3	利用区分ごとに <u>260</u> 円			
備考 略					備考 略				

○犬山市福祉活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第21条関係）

新（改正後）					旧（改正前）				
別表（第7条関係） 福祉活動センター使用料					別表（第7条関係） 福祉活動センター使用料				
利用時間区分	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	利用時間区分	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
施設名称					施設名称				
多目的室1	円 利用時間区分ごとに <u>540</u>				多目的室1	円 利用時間区分ごとに <u>680</u>			
多目的室2	利用時間区分ごとに <u>410</u>				多目的室2	利用時間区分ごとに <u>520</u>			
会議室1	利用時間区分ごとに <u>190</u>				会議室1	利用時間区分ごとに <u>240</u>			
会議室2	利用時間区分ごとに <u>190</u>				会議室2	利用時間区分ごとに <u>240</u>			
活動室1	利用時間区分ごとに <u>190</u>				活動室1	利用時間区分ごとに <u>240</u>			
活動室2	利用時間区分ごとに <u>190</u>				活動室2	利用時間区分ごとに <u>240</u>			
活動室3	利用時間区分ごとに <u>190</u>				活動室3	利用時間区分ごとに <u>240</u>			

新（改正後）	旧（改正前）
備考 略	備考 略

## ○犬山城前観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第22条関係）

新（改正後）	旧（改正前）								
別表（第8条関係）	別表（第8条関係）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的スペース</td> <td>1時間 <u>160円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	使用料	多目的スペース	1時間 <u>160円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的スペース</td> <td>1時間 <u>200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	使用料	多目的スペース	1時間 <u>200円</u>
施設名称	使用料								
多目的スペース	1時間 <u>160円</u>								
施設名称	使用料								
多目的スペース	1時間 <u>200円</u>								
備考	備考								
<p>1 略</p> <p>2 入場料等（入場料、会費、整理券等入場者が支払う対価をいう。）を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の<u>3倍</u>に相当する額とする。</p> <p>3 <u>市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍（前項の場合に重複して該当する場合にあっては、5倍）に相当する額とする。</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 入場料等（入場料、会費、整理券等入場者が支払う対価をいう。）を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の<u>3倍（市外の者が利用する場合にあっては、5倍）</u>に相当する額とする。</p>								

## ○東ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第23条関係）

新（改正後）	旧（改正前）																																																												
別表（第7条関係）	別表（第7条関係）																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後3時まで</th> <th>午後3時から午後6時まで</th> <th>午後6時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的室1</td> <td colspan="4">利用区分ごとに <u>410円</u></td> </tr> <tr> <td>多目的室2</td> <td colspan="4">利用区分ごとに <u>250円</u></td> </tr> <tr> <td>多目的室3</td> <td colspan="4">利用区分ごとに <u>500円</u></td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td colspan="4">利用区分ごとに <u>160円</u></td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	施設名					多目的室1	利用区分ごとに <u>410円</u>				多目的室2	利用区分ごとに <u>250円</u>				多目的室3	利用区分ごとに <u>500円</u>				ミーティングルーム	利用区分ごとに <u>160円</u>				<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後3時まで</th> <th>午後3時から午後6時まで</th> <th>午後6時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的室1</td> <td colspan="4">利用区分ごとに <u>390円</u></td> </tr> <tr> <td>多目的室2</td> <td colspan="4">利用区分ごとに <u>240円</u></td> </tr> <tr> <td>多目的室3</td> <td colspan="4">利用区分ごとに <u>480円</u></td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td colspan="4">利用区分ごとに <u>150円</u></td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	施設名					多目的室1	利用区分ごとに <u>390円</u>				多目的室2	利用区分ごとに <u>240円</u>				多目的室3	利用区分ごとに <u>480円</u>				ミーティングルーム	利用区分ごとに <u>150円</u>			
利用区分	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで																																																									
施設名																																																													
多目的室1	利用区分ごとに <u>410円</u>																																																												
多目的室2	利用区分ごとに <u>250円</u>																																																												
多目的室3	利用区分ごとに <u>500円</u>																																																												
ミーティングルーム	利用区分ごとに <u>160円</u>																																																												
利用区分	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで																																																									
施設名																																																													
多目的室1	利用区分ごとに <u>390円</u>																																																												
多目的室2	利用区分ごとに <u>240円</u>																																																												
多目的室3	利用区分ごとに <u>480円</u>																																																												
ミーティングルーム	利用区分ごとに <u>150円</u>																																																												
備考 略	備考 略																																																												